

# 大分県セーリング連盟規約

昭和50年3月16日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、大分県セーリング連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を別府港北浜ヨットハーバー（別府市北浜1丁目 818-386）内別府市セーリング艇庫2階事務室におく。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、セーリング競技の健全なる発達ならびにセーリングの普及をはかり、あわせて海事思想の普及を期すことを目的とする。

## 第3章 性格

(性格)

第4条 本連盟は、大分県のセーリング界を代表する組織であり、(公財)大分県スポーツ協会および(公財)日本セーリング連盟に加盟する。

## 第4章 事業

(事業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) セーリングの振興に関する基本方針を確立する。
- (2) 加盟団体の強化発展と相互連絡をはかること。
- (3) セーリングに関する事業を計画実施すること。
- (4) セーリング振興について関係機関に意見をのべ競技力の向上をはかり育成すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第5章 資産および会計

### (資産の種類)

第6条 本連盟の資産は次の通りとする。

- (1) 会員による会費
- (2) 補助金および交付金
- (3) 本連盟所有の動産および不動産
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

### (資産の保管)

第7条 本連盟の資産は理事長が管理し、資産の処分については役員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

### (事業計画および収支予算)

第8条 本連盟の事業計画およびこれにともなう収支予算は理事長が編成し、役員総会の決議を得なければならない。

### (収支決算)

第9条 本連盟の収支決算は事務局長が作成し、事業報告書とともに役員総会の承認を受けなければならない。

### (剰余金)

第10条 本連盟の収支決算に剰余金があるときは次年度に繰越すものとする。

### (会計年度)

第11条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり次年の3月31日に終る。

## 第6章 役員および事務局

### (役員)

第12条 本連盟に次の役員をおく。

会	長	1名
副	会 長	若干名
理	事 長	1名

事務局長	1名
常任理事	若干名
理事	地域代表、加盟団体代表等 若干名
監事	2名

2 会長が公職にある場合は、意向により会長代行を1名置くことができる。

#### (会長)

第13条 会長は、理事の推薦にもとづき選出する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

#### (会長代行)

第14条 会長代行は、会長が推薦し、役員総会の承認を必要とする。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠員のときは、職務を代行する。

#### (副会長)

第15条 副会長は、理事の推薦にもとづき役員総会で選出する。

2 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるときは、職務を代行する。

#### (理事長)

第16条 理事長は、役員総会において理事の互選で定め、役員総会の決議に基づき本連盟の業務を統括する。

#### (事務局長)

第17条 事務局長は、役員総会において理事の互選で定め、総務及び財務関係のとりまとめを行う。

2 事務局長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠員のときは代理し、または職務を行う。

#### (常任理事及び理事)

第18条 常任理事及び理事は、会長が委嘱する各地域及び各加盟団体の代表者等で構成し、本連盟の業務を執行する。

#### (監事)

第19条 監事は、理事の推薦により会長が委嘱し民法第59条の職務を行う。

(任期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補欠役員の補充および任期)

第21条 役員に欠員を生じた場合は、補欠役員の補充を行い、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第22条 役員は、役員総会の議決に基づき解任することができる。

(名誉会長、顧問および参与)

第23条 本連盟には、名誉会長、顧問および参与をおくことができる。いずれも役員総会で推挙し会長が委嘱する。

(委員会)

第24条 本連盟には第5条の業務を行うため各委員会を設置する。

(業務の執行)

第25条 本連盟の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規定
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 旅費規程
- (4) 慶弔規程

## 第7章 会議

(会議の種類)

第26条 会議は、次の2種類とする。

- (1) 常任理事会
- (2) 役員総会

(常任理事会)

第27条 常任理事会は、会長、会長代行、副会長及び常任理事で構成し、次の事項を処理する。

- (1) 役員総会提出議案の作成
- (2) 役員総会決定事業の執行に関する事項
- (3) その他事業執行に必要な事項

(役員総会)

第28条 役員総会は、会長が招集し、年1回開催する。

2 会長が必要と認めたとき、または理事の現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは遅滞なく臨時役員総会を招集しなければならない。

3 役員総会の議長は、会長が行い、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選任
- (2) 決算の承認、予算及び事業計画の決定
- (3) 規約の改廃
- (4) その他の重要事項

(役員総会の要件)

第29条 役員総会は、役員、顧問及び参与（以下、「役員等」という。）を以て構成し、2分の1以上の出席で成立するものとする。

(役員総会の決議)

第30条 議事は出席役員等（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、前条第3号にあっては3分の2以上の同意を必要とする。

(議事録)

第31条 役員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席役員等（委任を含む）の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、出席した役員のうちから選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第8章 解 散

(解散)

第32条 本連盟の解散については理事の現在数の4分の3以上の同意を受けなければならない。

平成14年 4月 1日 改正

平成21年 4月 1日 改正

平成23年 4月27日 改正

平成28年 9月10日 改正

令和 1年11月17日 改正

ただし、第25条の規程については令和2年4月1日から適用する。

この規約は、原本と相違ないことを証明する。

大分県セーリング連盟

会長 岩屋 毅